

とがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。

__ 生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人（以下「生命保険募集人等」という。）に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。

__ 密接な関係を有する法人とは、以下の者を含む。

イ 資本的関係に照らし、当該生命保険募集人等と密接な関係を有する以下に掲げる法人

- a 当該生命保険募集人等の特定関係法人
- b 当該生命保険募集人等を特定関係法人とする法人
- c aに掲げる法人の特定関係法人
- d a又はbに掲げる法人を特定関係法人とする法人

ロ イに規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次のaからfに掲げる者（bからfまでに掲げる者については、当該法人の議決権を保有しない者を含む。）に該当するもので、合計して当該法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の25%以上を保有する場合に、そのいずれかの者（法人に限る。）とする。

- a 当該生命保険募集人等の議決権の全部又は一部を保有する一の者
- b aに掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有する者
- c bに掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有する者
- d aに掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権

とがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。

□ 生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人（以下「生命保険募集人等」という。）に対し、自己又は当該生命保険募集人と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。また、実行しているか。

△ 密接な関係を有する法人とは、以下の者を含む。

a 資本的関係に照らし、当該生命保険募集人等と密接な関係を有する以下に掲げる法人

- __ 当該生命保険募集人等の特定関係法人
- __ 当該生命保険募集人等を特定関係法人とする法人
- __ __に掲げる法人の特定関係法人
- __ __又は__に掲げる法人を特定関係法人とする法人

b aに規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次の__から__に掲げる者（__から__までに掲げる者については、当該法人の議決権を保有しない者を含む。）に該当するもので、合計して当該法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の25%以上を保有する場合に、そのいずれかの者（法人に限る。）とする。

- __ 当該生命保険募集人等の議決権の全部又は一部を保有する一の者
- __ __に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有する者
- __ __に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有する者
- __ __に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の

の50%超を保有される法人

e dに掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人

f bに掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人

ハ 当該生命保険募集人等との間で、役員（非常勤を除く。）又は使用人の兼職、出向、転籍等の人事交流が行われている法人

ニ その他設立経緯や取引関係からみて当該生命保険募集人等と密接な関係を有すると認められる法人

ホ ニに定める「密接な関係を有する」とは、一方の法人が他方の法人の財務若しくは営業又は事業の方針に対して重要な影響を与えることができる状態にあることをいう。

なお、ニに掲げる法人に該当するか否かの判定は実態に則して判断するものとし、次に掲げる法人の判定についてはニの適用の潜脱にならないよう十分留意するものとする。

- (1) 生命保険募集人等の役員及び使用人の過半数が特定の法人の出身者で占められている場合の当該特定の法人
- (2) 生命保険募集人等の設立に際して特定の法人が中心となって関与した場合の当該特定の法人

50%超を保有される法人

 に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人

 に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人

c 当該生命保険募集人等との間で、役員（非常勤を除く。）又は使用人の兼職、出向、転籍等の人事交流が行われている法人

d その他設立経緯や取引関係からみて当該生命保険募集人等と密接な関係を有すると認められる法人

e dに定める「密接な関係を有する」とは、一方の法人が他方の法人の財務若しくは営業又は事業の方針に対して重要な影響を与えることができる状態にあることをいう。

なお、dに掲げる法人に該当するか否かの判定は実態に則して判断するものとし、次に掲げる法人の判定についてはdの適用の潜脱にならないよう十分留意するものとする。

- (1) 生命保険募集人等の役員及び使用人の過半数が特定の法人の出身者で占められている場合の当該特定の法人
- (2) 生命保険募集人等の設立に際して特定の法人が中心となって関与した場合の当該特定の法人

3 - 1 損害保険募集関係

3 - 1 - 2 募集活動の適正化

(4)法第300条第1項第5号関係

(新設)

団体扱や集団扱での契約、傷害保険・所得補償保険等の団体契約及び自動車保険（フリート契約）の募集にあたり、次に掲げる事項について確認を行っているか。

— 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当していること。

3 - 1 損害保険募集関係

3 - 1 - 2 募集活動の適正化

(4) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係

— 特別利益の提供について

保険会社等が、保険契約の締結又は保険募集に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合には、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

イ 当該サービス等の経済的価値および内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか

ロ 当該サービス等が、換金性の程度と用途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引・割戻しに該当するものとなっていないか

ハ 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか

なお、保険会社は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。

(注) 保険会社等が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引・割戻しに該当し、法第4条第2項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。

— 団体扱や集団扱での契約、傷害保険・所得補償保険等の団体契約及び自動車保険（フリート契約）の募集にあたり、次に掲げる事項について確認を行っているか。

イ 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当している

- 団体や集団の定足数を満たしていること。
- 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること
- 団体割引率、損害率に応じた割引率、フリート優良割引率等の割引率の適用が適正なものであること。

- こと。
- 団体や集団の定足数を満たしていること。
- △ 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること
- 団体割引率、損害率に応じた割引率、フリート優良割引率等の割引率の適用が適正なものであること。